

# 12月16日（水）知事会見

中野市、山ノ内町の「対策集中期間」を  
延長し、対策を追加して実施

**「対策集中期間」を23日(水)まで延長し、対策を追加して実施**

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛を要請
- ② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用停止(休業)・営業時間の短縮を要請  
【12/17(木)～12/23(水)、山ノ内町湯河原一組及び同町星川三組】
- ③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援
- ④ 山ノ内町と連携し感染拡大防止対策など地域の取組を支援

(①、②は特措法第24条第9項に基づく措置)

## ● 高齢者、基礎疾患のある方への要請

中野市、山ノ内町にお住まいの方の不要不急の外出の自粛  
(生活の維持に必要な場合※を除く)

※ 医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など

## ● 高齢者等と同居する方へのお願い

高齢者や基礎疾患のある方に感染を広げないための  
慎重な行動

# 施設の使用停止(休業)、営業時間短縮の要請

● 期間：12/17(木) ～ 12/23(水)

※ 感染状況による延長あり

対 象	ガイドライン 遵守の有無	要 請 内 容
接待を伴う飲食店、 飲食店（酒類の提供を行う ものに限る）	<b>非遵守</b>	<b>休 業</b>
（特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設）  <b>スナック、カラオケボックス等</b>	<b>遵 守</b>	<b>営業時間の短縮            （5時～22時）</b>
<b>飲食店</b> （酒類の提供を行うものに 限る）  <b>居酒屋、レストラン等</b>	<b>—</b>	<b>営業時間の短縮            （5時～22時）</b>  ※ 宅配・テイクアウトを除く

## 1 協力金を支給

対象者	<p>県からの要請に応じて、施設の使用停止（休業）又は営業時間の短縮に協力した事業者</p> <p>（1）指定を受けた区域内に事業所を有すること （2）業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言の店」の表示を行っていること（要請後にガイドラインを遵守して表示を行った場合を含む） （3）要請前、22時～翌朝5時の間に通常営業を行っていること （4）前頁表の業種に該当し、全期間要請に協力していること</p>
支給額	<p>28万円／事業者（4万円／日×7日間）※ 要請日数により変動</p>

## 2 地域の取組を支援

- 地域の観光関係者や商店街等が取り組む感染拡大防止策や風評被害防止対策を支援
- 収束後を目途に、観光誘客の取組を支援

12/11 「年末年始を迎えるに当たっての知事メッセージ」より

- ① 風邪症状等のある場合は外出せず、ためらうことなく速やかにかかりつけ医等に相談・受診を。  
(特に、高齢の方、基礎疾患のある方など)
- ② 10日以内に風邪症状等があった方は外出を控えるなど、人に感染させないための行動を。
- ③ 若者や働き盛り世代も、マスク着用等、基本的な感染防止策の徹底を。